

テラヘルツ科学技術振興基金定款

(名称)

第1条 本基金は、テラヘルツ科学技術振興基金と称する。

(目的)

第2条 本基金は、我が国のテラヘルツ科学・技術を発展させ、応用分野を開拓・普及し、産業・社会の発展に貢献することを目的とする。

(構成)

第3条 本基金はテラヘルツテクノロジーフォーラム（以下、テラテクフォーラム）の理事会（以下、理事会）の下に設置する。

(事業)

第4条 本基金は、第2条の目的を達成するために以下の事項を対象とする。

- (1) テラヘルツ科学・技術に関する会議の助成
- (2) テラヘルツ科学・技術分野の若手等の人材育成
- (3) テラヘルツ科学・技術に対する貢献への表彰
- (4) テラヘルツ科学・技術に関する調査
- (5) テラヘルツ科学・技術の産業利用、製品化支援
- (6) テラヘルツ科学・技術に関する産学官連携促進
- (7) その他、テラヘルツ科学・技術振興に資するもの

(事業所) (主たる事務所及びその他の事務所の所在地)

第5条 当基金は、主たる事務所をテラテクフォーラムの事務局内に置く[注1]

(管理運営委員会)

第6条 当基金に、管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会は、以下の委員をもって構成し、テラテクフォーラム理事会の承認により、テラテクフォーラム会長が委嘱する。

(ア) テラテクフォーラムの会長

(イ) テラテクフォーラムの副会長2名。ただし、副会長が2名に満たない場合は、テラテクフォーラム会長が指名するものを充てる。

(ウ) 日本学術振興会 テラヘルツ波科学技術と産業開拓 第182委員会（以下、学振182委員会）の委員長、または委員長が指名するもの1名

(エ) 日本赤外線学会の会長、または会長が指名するもの1名

3 委員長は、委員の互選によって決定する。

4 委員は、テラテクフォーラムあるいは学振182委員会あるいは日本赤外線学会の役職を、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての職務を継続する。

5 委員は無報酬とする。

- 第7条 委員会は、委員長がこれを招集し議長となる。
- 2 委員会は必要に応じて、紙媒体または電子媒体または電話会議・ビデオ会議・Web 会議等による開催とすることができる。
 - 3 委員は、委員長に対して委員会の招集を請求することができる。委員長は複数の委員から請求があった場合は、必ず委員会を招集するものとする。
 - 4 委員会は、委員の3分2以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
 - 5 委員会の議事は、特別の利害関係を有する委員を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第8条 委員会は、以下の事項について審議、議決し、その内容について、テラテクフォーラム理事会に報告する。

- (1) 第4条に記載された事項
- (2) 基金の管理、運営に必要な事項
- (3) その他の事項

(原資)

- 第9条 本基金はテラテクフォーラムから拠出される資金を原資に運営する。
- 2 本基金は、前項以外に、本基金の趣旨に賛同する個人または団体から寄贈される資金等を原資に加えることができる。

(経理)

第10条 第4条に記載した事項を遂行するための経費を基金から支出する。2 基金の管理運営に必要な会議費、旅費、事務費等を基金から支出することができる。

(事業計画・予算、及び事業報告・決算)

- 第11条 管理運営委員会は、当基金の各年度の事業計画、予算計画、事業報告及び決算について、以下の書類を作成し、テラテクフォーラム理事会に報告し、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 当該年度の事業報告書
 - (2) 当該年度の決算報告書
 - (3) 次年度の事業計画書
 - (4) 次年度の予算計画書

(事業年度)

第12条 当基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(設立、解散)

- 第13条 本基金は、テラテクフォーラム総会の承認を経て設立する。
- 2 本基金は、基金の目的を達成したと認められる時、または、基金の継続が困難と認められる時、総会での承認を経て、解散する。解散時の残資産は、テラテクフォーラムの雑収入とする。

(定款の変更)

第14条 この定款は、テラテクフォーラム理事会における決議によって変更することができる。

附則

(設立時管理運営委員会委員)

- (1) 当基金の設立時委員は、次のとおりとする。
 - 谷正彦（テラテクフォーラム会長）
 - 亀井淳史（テラテクフォーラム副会長）
 - 大谷知行（テラテクフォーラム副会長）
 - 廣本宣久（学振182委員会委員長）
 - 長田哲也（日本赤外線学会会長）

(最初の事業計画)

- (2) 当基金の設立当初年度事業計画及び予算計画は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

- (3) 当基金の最初の事業年度は、当基金設立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

- (4) 設立者及び住所は、次のとおりである。

設立者

テラヘルツ科学技術振興基金設立準備ワーキンググループ

住所

神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1 慶應義塾大学 渡邊紳一研究室

(基金設立の日)

- (5) 本基金設立日はテラテクフォーラム総会においてその定款および設立が承認された日とする。[注2]

(定款の施行日)

- (6) この定款は本基金設立の日から施行する。

[注1] 令和2年5月29日、主たる事務所は大阪府吹田市山田丘2-6、大阪大学レーザー科学研究所中嶋誠研究室内に置くものとする。

[注2] テラテクフォーラム総会において本定款および本基金設立が承認された日は、令和2年5月29日である。

以上